

栃木県 CALS/EC 電子納品運用ガイドライン
第10版（平成26年4月）改訂概要

◎【-第Ⅰ編土木-】3章の工事完成図書の電子納品運用ガイドラインおよび4章の設計業務等電子納品運用ガイドライン及び【-第Ⅲ編農政-】、【-第Ⅳ編環境森林-】に関して改訂を行いました。主な改訂内容は以下のとおりです。

●3章 工事完成図書の電子納品運用ガイドライン

①納品対象書類の見直し

施工承認や施工調整会議における軽微な変更においては、発注図面にも明記されない場合もあることから、それら協議で処理する内容が生じた場合に限り、工事打合せ簿等の協議資料を電子納品の対象書類とすることとしました。

●4章 設計業務等電子納品運用ガイドライン（案）

①事前協議チェックシートの運用見直し

測量や地質、設計などガイドラインに電子納品対象書類等、明確に記載のある業務委託に関する事前協議チェックシートの運用を見直しました。

②特記仕様書に関する記載の削除

業務委託共通仕様書等の改定に伴い、電子納品に関する事項は電子納品運用ガイドライン等に従う旨の記載ができたことから原則として特記仕様書の添付が不要となったため、削除しました。

③電子納品業務管理ファイルの改定

業務管理ファイルを最新の04.DTD（04.XSL）としました。

④図面ファイル名の命名規則の改定

図面ファイルの命名規則を見直し、日本語表記での命名も可能としました。

また、併せて「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」の改定も行いました。

⑤図面ファイルの仕様変更

SXFファイルの仕様をVer.2.0レベル2からVer.3.1へと変更しました。

⑥納品媒体の拡充

近年では電子データの精度もあがり、それに伴ってデータ容量が大きくなってきていることから、DVD等の別媒体での提出も可能となるように改訂しました。